

川崎市上下水道局 長沢浄水場
排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに
処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

モニタリング基本計画書（案）

令和5年11月

川崎市上下水道局

目 次

○ 用語の定義.....	1
第1 総論.....	2
1 モニタリング基本計画書（案）の位置づけ	2
2 モニタリング実施計画書	2
3 モニタリング方法	2
4 モニタリング対象業務	2
5 モニタリングの実施.....	3
第2 設計業務のモニタリング	4
1 概要	4
2 書面による確認.....	4
3 定例会議における確認	4
4 設計業務の改善要求等	4
第3 工事業務のモニタリング	5
1 概要	5
2 書面による確認.....	5
3 定例会議における確認	5
4 工事業務の改善要求等	5
第4 運転維持管理業務のモニタリング	6
1 概要	6
2 書面による確認.....	6
3 定例会議における確認	6
4 具体的なモニタリング内容等	6
5 運転維持管理業務の改善要求等.....	7
第5 事業終了時のモニタリング.....	9
1 モニタリング方法	9
2 具体的なモニタリング内容等	9
参考資料 役割分担表	

○ 用語の定義

用語	定義
本市	川崎市をいう。
本事業	川崎市上下水道局 長沢浄水場排水処理施設の改良工事の設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託の一括発注方式による事業をいう。
本施設	本事業の対象施設をいう。
上下水道局	川崎市上下水道局をいう。
事業者	本市と設計及び施工に係る工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）並びに運転維持管理に係る委託契約（以下、「運転維持管理委託契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
基本契約	本事業に係る基本的事項について定める本市と事業者の間に締結される契約をいう。
基本契約等	基本契約、工事請負契約及び運転維持管理委託契約の総称をいう。
要求水準等	本事業の要求水準書、基本契約等に規定する水準及び事業者の提案をいう。
保守点検	土木構造物、建築物、機械・電気設備について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいう。
建築物	建築基準法第2条1項に定義される建築物であり、同3項に定義される建築設備を含むものをいう。
修繕	消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
運転維持管理費	運転維持管理業務に係る対価のうち修繕業務費（計画修繕費及び計画外修繕費）を除く対価をいう。

第1 総論

1 モニタリング基本計画書（案）の位置づけ

本モニタリング基本計画書（案）（以下、「本書」という。）は、本事業において、要求水準への適合状況、事業者提案の実施状況等を確認し、サービス品質の維持や事業継続を確実に担保できるよう、本市が事業者に対して行うモニタリングの基本的な考え方及び内容を示すものである。また、本書は次項に示すモニタリング実施計画を作成するための骨子となる。

2 モニタリング実施計画書

モニタリングの項目によっては、具体的なモニタリングの詳細な実施方法が事業者の提案により異なる場合もあるため、基本契約等の締結後に、設計業務、工事業務、運転維持管理業務のそれぞれについて、次の項目を含むモニタリング実施計画書を作成し、これを定めるものとする。

事業者は、モニタリング実施計画書を作成して基本契約等の締結後、速やかに本市へ提出し、本市と協議の上で、本市の承諾を得ることによりモニタリング実施計画を定めるものとする。

【モニタリング実施計画書で定める事項】

- (1) モニタリング項目：各業務の履行状況を確認するための項目、評価基準等
- (2) モニタリング時期及び方法：モニタリング項目の確認、記録、評価、報告等の時期及び方法
- (3) モニタリング実施体制：事業者のセルフモニタリング及び本市を含めたモニタリングの会議に関する事項、書類作成や検査等の各業務における本市と事業者との役割分担*
- (4) モニタリング様式：測定、記録、評価及び報告等に関する様式
- (5) その他モニタリングに必要な事項

※役割分担については参考資料に一例を示す。

3 モニタリング方法

モニタリングは、基本的に事業者が日頃より実施するセルフモニタリングの結果を受けて、本市が事業者に対して実施するものであり、その結果を反映したモニタリング評価書を本市が作成する。

なお、セルフモニタリングとは、財政状況をはじめ、事業者が実施する設計業務、工事業務、運転維持管理業務が要求水準及び提案内容を満足しているか確認する行為であり、チェックリスト等を活用し、事業者が自ら実施するものである。

4 モニタリング対象業務

モニタリング対象業務は、次の各段階の業務とする。

- (1) 設計業務
- (2) 工事業務
- (3) 運転維持管理業務
- (4) 事業終了時に発生する業務

5 モニタリングの実施

セルフモニタリングに係る作業は事業者の責任で実施する。また、モニタリングに係る作業及びモニタリング評価書の作成は本市の責任で実施する。

第2 設計業務のモニタリング

1 概要

設計業務におけるモニタリングは、本事業の設計業務に係る要求水準等の履行の確保を図るために、設計業務が適切に実施されているかについて、確認を行うものである。

事業者はセルフモニタリングにおいて要求水準等の充足状況の確認や設計図書等の照査を行い、本市へ結果を報告する。また、事業者は調査設計の進捗状況について、本市へ定期的に報告する。本市はその結果を確認する。

2 書面による確認

本市は、事業者から提出された設計図書等を確認することで、対象業務が建設工事請負契約書、要求水準等に規定する内容を充足しているかをモニタリングする。

提出書類は要求水準書等を参考とし、それぞれの提出時期までに本市へ提出して確認を受けること。

3 定例会議における確認

本市は、月1回程度の定例会議の開催を通じて、業務履行状況、設計図書等の作成状況、問題点・課題等を確認し、対応方針について事業者と協議を行う。

なお、本市又は事業者が必要と認める場合は、本市及び事業者は、設計業務に係る協議・調整を適宜開催する。

4 設計業務の改善要求等

本市は、モニタリングの結果、事業者が行う設計業務において、要求水準及び事業者提案水準等未達を確認した場合には、設計図書等の改善や修正を要求又は指示する。

事業者はこれらの要求又は指示に基づき、必要に応じて本市と協議の上、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、実施方針別紙9 リスク分担表によるものとする。

第3 工事業務のモニタリング

1 概要

工事業務におけるモニタリングは、本事業の工事業務に係る要求水準等の履行の確保を図るために、工事業務が適切に実施されているかについて、確認を行うものである。

事業者はセルフモニタリングにおいて要求水準等の充足状況の確認や設計図書どおりに施工がされているかの確認を行い、本市へ報告する。また、事業者は工事工程及び工事の進捗状況について、本市へ定期的に報告する。本市はその結果を確認する。

2 書面による確認

本市は、事業者から提出された工事書類等を確認することで、対象業務が設計図書、請負契約及び要求水準等に規定する内容を充足しているかをモニタリングする。

提出書類は要求水準書等を参考とし、それぞれの提出時期までに本市へ提出して確認を受けること。

3 定例会議における確認

本市は、月1回程度の定例会議の開催を通じて、工事工程、工事実施状況、問題点・課題等を確認し、対応方針について事業者と協議を行う。

なお、本市又は事業者が必要と認める場合は、本市及び事業者は、工事業務に係る協議・調整を適宜開催する。

4 工事業務の改善要求等

本市は、モニタリングの結果、事業者が行う工事業務において、設計図書どおりの施工が実施されていない場合や要求水準及び事業者提案水準等未達を確認した場合には、施工の改善や手直しを要求又は指示する。

事業者はこれらの要求又は指示に基づき、必要に応じて本市と協議の上、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、実施方針別紙9 リスク分担表によるものとする。

第4 運転維持管理業務のモニタリング

1 概要

運転維持管理業務におけるモニタリングは、本事業の運転維持管理業務に係る要求水準等の履行の確保を図るために、運転維持管理業務が適切に実施されているかについて、確認を行うものである。

事業者は、運転維持管理業務の履行について、これら業務の履行に伴い作成する提出書類及び実際の状況を基に、要求水準等の内容を満たしているかどうかの確認（セルフモニタリング）を行い、本市に書面にて報告する。

本市は、事業者が実施したセルフモニタリングの書面報告内容に基づき、要求水準等の達成状況の確認をする。また、本市が必要と認めた場合は、履行状況の確認のため現地における確認を行う。

2 書面による確認

事業者は、要求水準等に基づく各業務の履行状況を自ら確認の上で、運転維持管理業務委託契約に定める提出書類を、それぞれの提出時期までに本市へ提出して確認を受けること。

表 4.1 運転維持管理業務のモニタリングに係る主な提出書類

No	提出書類	概要	提出時期
1	事業計画書	年間業務計画、業務体制、人員構成等	業務着手前
2	緊急時等対応計画書	危機管理、緊急時対応、支援体制等	業務着手前
3	業務処理計画書	次年度の運転計画、維持管理、計画修繕等の年間予定	毎年度末
4	業務報告書	施設の運転管理に関する日報、月報、年報 業務日誌、点検記録等	都度

3 定例会議における確認

本市は、月1回程度の定例会議の開催を通じて、業務履行状況、財政状況、課題等を確認し、対応方針について事業者と協議を行う。

なお、本市又は事業者が必要と認める場合は、本市及び事業者は、運転維持管理業務に係る協議・調整を適宜開催する。

4 具体的なモニタリング内容等

運転維持管理業務のモニタリングにおける事業者と本市の作業内容は、表 4.2 のとおりである。

ただし、モニタリング内容等の詳細は、第1の第2項で定めたモニタリング実施計画書において確定する。

表 4.2 運転維持管理業務における主なモニタリング内容

	事業者	本市
① 業務開始前	<ul style="list-style-type: none"> ・業務着手までに事業計画書及び業務開始に必要な書類を作成する。 ・事業計画書の中で、日単位、月単位、年度単位の業務報告書の様式を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書の内容を確認し、事業者と協議の上、承諾する。 ・業務報告書の様式を確認し、事業者と協議の上、承諾する。
② セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の運転維持管理業務の実施に関するセルフモニタリングを行い、その結果を記録する。 ・上記の記録は本市の要請があれば随時提出できるよう保管する。 ・本施設の運転維持管理業務に大きな影響を及ぼすと想定される事象が生じた場合は、直ちに本市に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、必要に応じて業務報告書の提出を求める。 ・業務の内容が要求水準等及び業務処理計画書に基づき実施しているか確認する。
③ 定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフモニタリング及びその他の報告事項をとりまとめて、月及び年度単位で業務報告書の様式にて、モニタリング実施計画書で定める日までに本市へ提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書等の内容を確認し、業務の履行状況の評価を行い、評価結果を事業者へ通知する。 ・必要に応じて、本施設の巡回、業務の履行状況の確認、事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。 ・モニタリング結果に基づいて、運転維持管理に係る対価の支払いを行う。
④ 随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・本市から説明要求や現場立会い等を求められた場合、これらの対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、本施設の巡回、業務の履行状況の確認、事業者に対する説明要求及び現場立会い等を行う。この結果については、モニタリング評価書に反映する。 ・本市が改善要求等を行った場合、事業者からの改善措置が行われていることを確認する。

5 運転維持管理業務の改善要求等

本市は、モニタリングの結果、事業者が行う運転維持管理業務において、要求水準及び事業者提案水準等未達を確認した場合には、業務改善や不適事項への対処を要求又は指示し、是正が認められない場合は、事業者に対し、業務責任者等の変更、違約金の請求又は契約の解除の措置を行うことができる。

なお、業務責任者等の変更、違約金の請求又は契約の解除の詳細については、運転維持管理業務委託契約書に定めるところによる。

事業者はこれらの要求又は指示に基づき、必要に応じて本市と協議の上、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、実施方針別紙 9 リスク分担表によるものとする。

第5 事業終了時のモニタリング

1 モニタリング方法

- (1) 本市と事業者は、事業終了5年以上前に、事業期間終了後の本施設の取扱いについて、協議を開始する。
- (2) 事業者は、事業終了2年前に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。
- (3) 本市は、前号による報告内容について確認を行う。
- (4) 本市及び事業者は、前号による確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。
- (5) 事業者は、要求水準等及び業務処理計画書の内容を満たすよう、事業終了時まで、協議の結果を反映した上で、必要となる資料を整備し、本市の確認等を受ける。

2 具体的なモニタリング内容等

事業者は、要求水準等に従い各種マニュアル等の書類を、事業終了時（本市が定める日まで）に本市へ提出して確認を受ける。

表 5.1 業務終了時のモニタリングにおける確認書類

提出書類	提出時期
本施設の各種マニュアル	事業終了時（本市が定める日まで）
業務引継書（事業期間終了後の計画）	事業終了時（本市が定める日まで）
その他本市が必要とする書類	事業終了5年前以降、随時

参考資料 役割分担表（例）

■ 運転維持管理業務モニタリング

業務項目	細目	内容	役割分担		備考
			本市	事業者	
モニタリング準備	モニタリング基本計画書	モニタリング基本計画書の作成	作成	確認	
	モニタリング実施計画書	モニタリング実施計画書の作成	確認・承諾	作成	
		モニタリング実施計画書の更新	確認・承諾	更新	1年間の実績に基づく
	セルフモニタリング計画書	セルフモニタリング計画書の作成	確認・承諾	作成	
各種計画書の審査	事業計画書	内容の確認	確認・承諾	作成	
	緊急時等対策計画書	同上	確認・承諾	作成	
	各種マニュアル	同上	確認・承諾	作成	
	業務処理計画書	同上	確認・承諾	作成	
業務履行確認	業務日誌	実施状況の確認	確認・承諾	作成	
	業務報告書（日報、月報、年報）	同上	確認・承諾	作成	
	点検記録、点検報告書	点検報告の確認	確認・承諾	作成	
	故障、異常時に係る報告書	故障、事故内容等の確認	確認・承諾	作成	
	セルフモニタリング報告書	要求水準、提案書等に対する対応状況	確認・承諾	作成	
	モニタリング評価書	モニタリング評価書の作成	作成	確認	
完了検査	検査	出来高検査	検査実施	受検	
	完了報告書		承諾	作成	本市様式
定例会議	定例会議	月1回程度	出席	開催 議事録作成	
現地確認	現地確認	単独又は合同による現地確認	立会	立会 (必要に応じ)	
内部調整	議会対応、本市内部での調整等		実施	支援	